



第 3 編

生活排水 処理部門



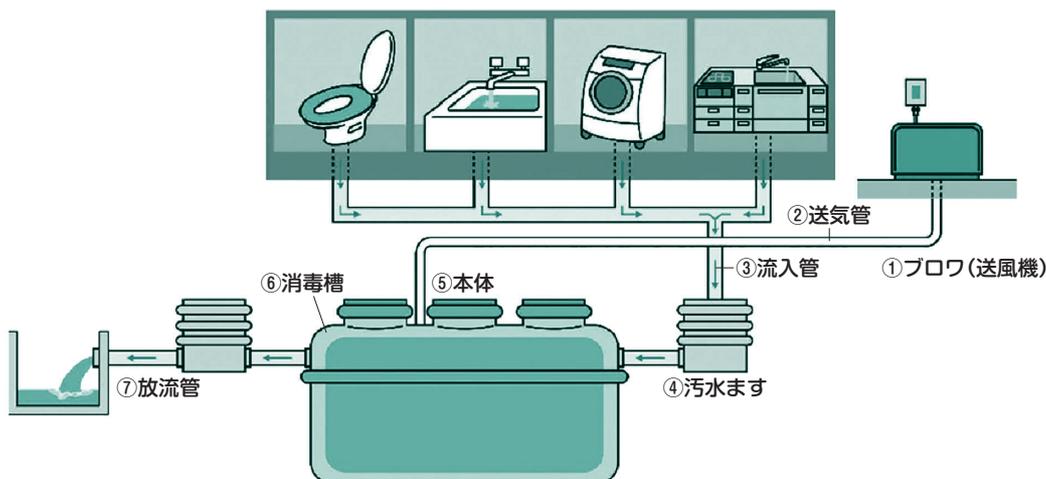
1. 生活排水対策について

札幌市の下水道事業は、1926年（大正15年）から始まり、その後、1972年（昭和47年）の冬季オリンピック開催に向け、市街化区域を中心に積極的な下水道整備を進めてきました。また、市街化調整区域についても、人口が密集する住宅地などを対象に計画的な整備を進めた結果、1970年（昭和45年）に20%程度であった下水道の処理人口普及率は、現在99%を超えており、全国の中でも高い水準となっています。

市街化区域、市街化調整区域ともに、下水道による集合処理が合理的な区域の整備はほぼ終了しており、今後もより一層の水環境の保全を図っていくためには、下水道を整備する予定のない区域に対して合併処理浄化槽（→コラム26参照）の普及を推進していくことが求められます。

コラム 26 合併処理浄化槽

「合併処理浄化槽」とは、し尿と生活雑排水（台所、風呂などの排水）を併せて処理する浄化槽のことで、下水道と同じように衛生的に処理できるため、水質保全への寄与度が高くなります。なお、浄化槽には合併処理浄化槽のほかに、し尿のみを処理する単独処理浄化槽がありますが、新規の設置は現在認められておりません。



2. 札幌市の生活排水処理の現状

2016年度（平成28年度）の札幌市の下水道の処理人口普及率をみると、市街化区域で100%、市街化調整区域のうち下水道整備対象区域で98.9%と高くなっています。また、1993年度（平成5年度）から、個人住宅への合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付しており、これまで約180基の浄化槽がこの制度を利用して設置されています。

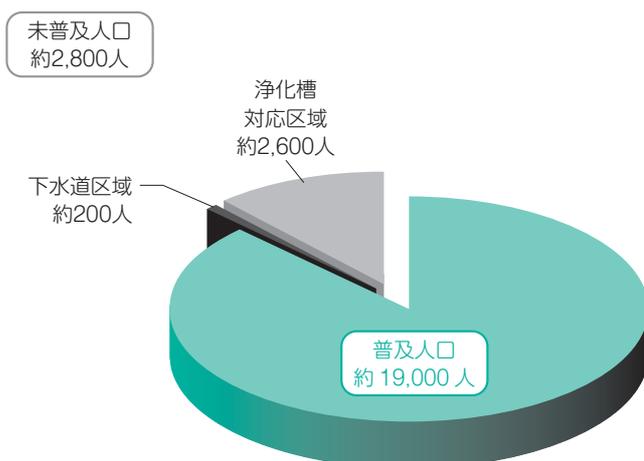
このように、下水道の整備や浄化槽の設置が着実に進んでいるものの、2016年度（平成28年度）の市街化調整区域における下水道及び浄化槽の普及率（汚水処理人口普及率）は87.1%であり、いまだ約2,800人が未普及となっています。

生活排水処理の現状（2016年度・平成28年度）

（単位：千人）

区 分	行政人口	普及済人口	未普及人口	普及率（%）
市 域 全 体	1,958.4	1,955.6	2.8	99.9
市街化区域（下水道）	1,936.7	1,936.6	0.1	100
市街化調整区域（下水道・浄化槽）	21.7	18.9	2.8	87.1
下水道整備対象区域	17.8	17.6	0.2	98.9
浄化槽整備対象区域	3.9	1.3	2.6	33.3

市街化調整区域における下水道及び浄化槽の普及現状（2016年度・平成28年度）



3. 前計画の総括

前計画において、2017年度（平成29年度）の汚水処理人口普及率を99.9%にすることを目標とし、下水道の整備や浄化槽の設置を推進した結果、99.86%と目標達成が目前に迫っています。

4. 基本方針と施策

これまでの下水道と浄化槽の普及により、生活環境の改善や水質保全が図られてきましたが、依然として一部の世帯では汚水処理が普及していません。これは快適で衛生的な生活環境の享受という公平性が確保されていないだけでなく、広域的な水質保全の面からも好ましいことではありません。

したがって、今後も汚水処理の未普及世帯に対して下水道計画に基づく整備を進めるとともに、下水道整備を行わない区域については、合併処理浄化槽の更なる普及推進を図ることで、「市域内100%の水洗化」を目指します。

4-1 下水道と合併処理浄化槽の役割分担の考え方

下水道と合併処理浄化槽の役割を、建設費と維持管理費を併せた経費を基に分担することとし、市街化区域はこれまでどおり下水道の整備を進めます。また、市街化調整区域については、人口が密集した区域（下水道計画区域）は下水道整備、人家がまばらな区域は合併処理浄化槽の普及を推進します。

4-2 生活排水処理に係る施策

(1) 公共下水道の整備推進

市街化区域及び市街化調整区域のうち、下水道計画区域においては、公共下水道の整備による生活排水処理を行います。2016年度（平成28年度）の下水道処理区域内の普及率は、市街化区域で100%である一方、市街化調整区域では98.9%となっていることから、引き続き下水道の整備を進めます。

(2) 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道の整備を行わない区域においては、合併処理浄化槽による生活排水処理の普及を図ります。具体的には、合併処理浄化槽（個人設置型）の設置費や維持管理費に対する補助や制度の周知等により、合併処理浄化槽の普及を推進します。

5. 生活排水処理計画

5-1 生活排水の処理計画

下水道計画区域内においては、下水道整備を推進し、それ以外の区域では合併処理浄化槽の積極的な普及推進により、2016年度（平成28年度）に99.86%だった汚水処理人口普及率を、2027年度には99.99%まで引き上げることを目標とします。

目 標

汚水処理人口普及率

2016年度（平成28年度） **99.86%** → 2027年度 **99.99%**

生活排水処理の目標

（単位：千人）

	2016年度（平成28年度）（実績値）	2027年度（目標値）
人 口	1,958.4	1895.0
汚水処理人口	1,955.6 (99.86%)	1894.8 (99.99%)
下水道処理人口**	1,954.3	1,893.1
浄化槽処理人口	1.3	1.7
非汚水処理人口	2.8 (0.14%)	0.2 (0.01%)

**下水道による汚水処理が可能な人口

5-2 し尿・浄化槽汚泥等の処理計画

くみ取り世帯や仮設トイレは札幌市が、浄化槽汚泥は許可業者がし尿を収集してクリーンセンターへ搬入し、同センターから水再生プラザへ圧送して処理しており、これらの収集量はほぼ横ばいで推移しています。なお、2016年（平成28年）10月からは石狩市及び当別町のし尿及び浄化槽汚泥を受け入れ処理しています。

2027年度には下表の数値が見込まれます。

し尿・浄化槽汚泥の処理計画

	2016年度（平成28年度）	2027年度
非汚水処理人口	2.8千人	0.2千人
くみ取りし尿量	13,800kL	10,300kL
浄化槽処理人口	1.3千人	1.7千人
浄化槽汚泥量	3,200kL	3,100kL
し尿・浄化槽汚泥量 計	17,000kL	13,400kL

5-3 合併処理浄化槽設置の普及啓発

合併処理浄化槽の設置費補助制度や維持管理費補助制度などについて、広報さっぽろやホームページを通じて市民への一層の周知を図り、生活排水処理の普及推進に努めていきます。